

滑川市暴力団排除条例の制定について

県の暴力団排除条例

H23. 8. 1施行
制定目的～社会が一体となった暴排活動の推進

概要

①県の事務事業からの排除

県の事務事業からの排除
公の施設の利用の制限

②青少年の健全育成

青少年に対する教育等

③暴力団に対する利益の供与の禁止

暴力団員等への利益供与の禁止
暴力団員等が利益供与を受けることの禁止

④不動産取引からの排除

暴力団事務所に使用されることを知って
の不動産譲渡等の禁止

滑川市暴力団排除条例

滑川市条例の必要性

- ①県条例では滑川市の事務事業や施設管理に関する規定ができない
県と市町村は同等の関係であり、県条例で、滑川市の事務事業や市管理施設に関する規定を設けることは妥当でない。
- ②暴力団対策法や県条例の制定目的の実現
暴力団対策法や県条例の制定目的である「社会が一体となった暴力団排除活動の推進」を実現するためには、滑川市がこの機会に暴力団排除の気運を高め、警察や暴追センターなどの関係機関との連携を図りながら、市民、事業者、市が協働して暴排活動を進めていく条例が必要となる。
- ③県内の市町村条例制定状況
他の市町村も県条例制定（施行）に伴い、市町村条例制定に向けた取組みを実施中であり、仮に滑川市が制定しなかった場合には、全県展開する暴力団組織の狙い目となる。
なお、最初の県条例制定県である福岡県(60市町村)では、県内全自治体で市町村条例が施行されており、高知県(34市町村)、三重県(29市町)、大分県(18市町村)も全自治体が施行済みである。

滑川市条例の概要（案）

- 市、市村民等の責務
- 市の事務事業からの排除
公の施設の利用の制限
- 市民等に対する支援、啓発活動
- 青少年に対する教育等
- 祭礼等からの暴力団の排除

滑川市条例制定の効果

- ①社会が一体となった暴力団排除活動の強力な推進
行政（県、市）、市民、事業者と警察など関係機関が一体となって各種暴排施策に取り組むことにより、社会から暴力団を排除することができる。
- ②暴力団の資金源遮断と暴力団の弱体化・壊滅
市の事務事業や祭礼等から排除することにより、暴力団の資金源を遮断し、組織の弱体化・壊滅を図ることができる。
- ③市民の暴排気運の向上と市民の安全で平穏な生活の確保
各種支援により市民の暴排活動が活性化するなど暴排気運の向上が期待できるとともに、暴力団の住みにくい環境を醸成することができ、市民の安全で平穏な生活が保たれる。